

改正後		改正前															
<p>(悪臭に係る規制基準)</p> <p>第22条 条例第45条第1項に規定する規制基準は、<u>多数の人々が著しく不快を感じると認める悪臭であって、別表第8に掲げる臭気指数(悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)</u>を許容限度とする。</p>		<p>(悪臭に係る規制基準)</p> <p>第22条 条例第45条第1項に規定する規制基準は、別表第8に掲げるとおりとする。</p>															
<p>別表第8</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許容限度 区域の区分</th> <th>敷地境界線における臭気指数</th> <th>気体排出口における臭気排出強度又は臭気指数</th> <th>排出水の臭気指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域</td> <td>12</td> <td rowspan="3">左欄に定める許容限度を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整区域</td> <td>13</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>工業地域及び工業専用地域</td> <td>14</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>		許容限度 区域の区分	敷地境界線における臭気指数	気体排出口における臭気排出強度又は臭気指数	排出水の臭気指数	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域	12	左欄に定める許容限度を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	28	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整区域	13	29	工業地域及び工業専用地域	14	30	<p>別表第8</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。</p> </div>	
許容限度 区域の区分	敷地境界線における臭気指数	気体排出口における臭気排出強度又は臭気指数	排出水の臭気指数														
第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域	12	左欄に定める許容限度を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	28														
近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整区域	13		29														
工業地域及び工業専用地域	14		30														
<p>備考</p> <p>悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(平成24年佐倉市告示第28号)により指定した規制地域に存する事業場(悪臭防止法第3条に規定する事業場をいう。)については、この表を適用しない。</p>																	